

## 平成29年度第1回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会 議事録

### I 日時

平成29年7月25日（火）午前10時から

### II 会場

宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### III 出席者

#### 1 委員

中熊 靖委員，内田 幸雄委員，相原 芳市 委員，熊谷 経光委員，尾形 由美子委員，  
千葉 由美委員，伊藤 清市委員，岡部 幸世委員，佐藤 俊宏 委員  
(10人中9人出席)

#### 2 事務局

〔社会福祉課〕橋浦参事兼課長，多田社会福祉指導監査専門監，小川副参事兼課長補佐（総  
括担当）

団体指導班 村田課長補佐（班長），野村主幹，村上主事，藤原主事

〔長寿社会政策課〕介護保険指導班 武田主任主査

〔子育て支援課〕保育支援班 平泉主幹（班長）

〔障害福祉課〕運営指導班 佐々木課長補佐（班長）

### IV 会議の内容

#### 1 開会

- ・司会から，半数以上の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例（以下，委員会条例という。）第4条第2項の規定により，会議が有効に成立している旨報告。また，宮城県情報公開条例に基づき，公開により進める会議である旨説明。

#### 2 あいさつ

- ・社会福祉課長からあいさつ。保育所等3分野における国の評価基準ガイドラインの見直しを受けて県評価基準を改正し，福祉サービス第三者評価の受審環境の整備を図っていく所存であること，また，昨年度の委員会の御意見を踏まえ，県の集団指導において委員に御登壇いただいたの啓発や，受審事業所用のA3版カラーのポスターの作成・配付等，できるところから受審促進等に取り組んでいる旨説明。

- ・併せて、委員の交代があったことから、司会から新委員2名（岡部委員及び佐藤委員）を紹介

### 3 議事（議長：中熊委員長）

（委員長）昨今、福祉サービスに対する需要は非常に高まっており、量ばかりでなく、質の高さも求められるようになってきている。障害者施設，子どもの施設，高齢者の施設，それぞれに様々な問題が生じていると思うが，そうしたものを事前にチェックする，正しい方向に進めていくのが本委員会の役割であろうと考える。受審率もますます高めて，本委員会が意義のある活動をやっていけるよう，皆様と共にがんばっていききたい。

#### (1) 第三者評価機関認証部に属する委員の指名について

- ・委員の交代に伴い，委員会条例第6条第1項及び第2項並びに委員会運営規程第4条及び第5条の規定により，委員長から認証部会委員2名を指名し，各委員もこれを了承。
- ・指名委員：岡部委員，佐藤委員

#### (2) 平成28年度事業実績及び平成29年度事業実施について

（中熊委員長）次に，議題(2)の平成28年度事業実績及び平成29年度事業計画について，事務局から説明をお願いする。

〔事務局から，資料2，資料2参考，資料3により説明〕

（中熊委員長）ただいま説明のあった事項について，何か御質問等はないか。

〔質疑なし〕

（中熊委員長）御質問等がないので，次の議題に入る。

#### (3) 宮城県評価基準の改正方針について（3分野／保育所，障害者・児福祉，高齢者福祉）

（中熊委員長）次に，議題(3)の宮城県評価基準の改正方針について，事務局から説明をお願いする。

〔事務局から，資料4別紙1～3により，国評価基準ガイドラインの改定概要・検討経緯・ガイドライン一例について説明。資料4により，県評価基準の改正方針・スケジュールについて説明〕

（中熊委員長）ただいま説明のあった事項について，何か御質問等はないか。

（尾形委員）資料（資料2参考）の中で，保育所の対象事業者数405というのは，認可保育所の数か。今，保育所は，制度改正により幼保連携型の認定こども園になったり，小規模の施設がたくさん入ってきたりしているので，その辺のとらえ方をお聞きしたい。

また，幼保連携型の認定こども園が5年単位で第三者評価を受けることが必須となってきた。そうなるとその辺をどのようにとらえるかを明確にしておく必要がある。2年後には，認定こども園になった最初のところが対象施設となってくるので，実数としてつ

かんでおくのがよいのではないかと感じる。

(事務局) 前段の御質問については、公立・私立含めた、また仙台市も含めた県内の認可保育所の数である。後段の認定こども園については、御指摘のとおりである。御審議いただいているガイドラインは、認可保育所版であって、認定こども園のガイドラインはない。県としては、全国的な課題でもあるので、国に対し幼保連携型認定こども園のガイドライン策定を要望しているところである。

(内田委員) ただいま、「資料2参考」の件でお話があったので、前の議題になるのかもしれないが、併せて確認させていただきたい。

まず、社会的養護施設について、3年に1回は受審が義務かと思うが、受審義務対象施設の受審事業所数の3年間の推移から、3～5ぐらいの施設で受けていないのではないかとということが見てとれる。これがまずよいのかどうか、というのがひとつ。

次に、社会的養護施設以外の3分野の施設について、平成28年度の受審率が0.5%と低いのでたいした話ではないかもしれないが、分母の対象事業者数について確認したい。平成28年度において、通所介護946、訪問介護539、特養181となっているが、公表制度では通所介護が437、訪問介護が496となっている。長寿社会政策課で公表している「介護サービス事業者リスト」でも、平成29年7月1日の数ではあるが、訪問介護536、通所介護439、特養152と開きがある。介護予防を入れているのかとも思ったが、それを合わせて考えてもやはり乖離がある。受審率が低いので、特段影響はないかと思うが、分母をどのようにとらえているかの確認である。

(事務局) 1点目の社会的養護施設の受審義務対象施設については、3年間ですべて受審している。地域小規模児童養護施設は、本体施設の児童養護施設と一体的に受審しており、実際はすべての施設が受審している状況である。福祉の分野では、同一事業所内で複数の事業を行っているところが多く、うまく受審率が出せないというところがあるが、社会的養護施設の受審義務対象施設はすべて受審している。平成28年度に増えた2施設は、地域小規模児童養護施設であるが、いずれの施設も受審している。

(内田委員) 例えば、児童養護施設欄に、本体と一体とみなしている施設数をかっこ書きで記載するなど、実質の受審率が分かるようにお願いしたい。

(事務局) 承知した。2点目の高齢者分野の対象事業者数については、委員会資料は仙台市も含めた県内事業者数をひろったものである。

(内田委員) こちらで確認している数字も、仙台市分を含んだものである。

(事務局) 後ほど各公表資料のデータを精査し、事業者数を確認する。

(内田委員) よろしく願います。

(中熊委員長) ほかに御質問等ないか。なければ、宮城県評価基準の改定方針案について御了承いただいたものとする。

#### 4 その他

(中熊委員長) 次にその他として、何かないか。

(事務局) ただいま御審議いただいた県評価基準については、11月を目処に各委員に改正案をお送りするので、御意見を頂戴したい。第2回委員会については、12月中旬を予定しており、改めて日程等御連絡するので、よろしくお願ひしたい。

(伊藤委員) 先ほど事務局から説明があったが、5月に県の障害福祉サービスの集団指導で宣伝させていただいた。面識のある事業者も結構いた。実際その後なかなか問合せはないかと思うが、反響としては、どうしても受審料に行きつくため、受審料のことを聞かれた。集団指導なので、職員の中でも中堅クラス、施設長クラスの方もいらしていたが、やはりマーク自体を御存知ない方もいた。第三者評価を全く知らない方はほとんどいなかったと思うが、まだまだ知名度としてむずかしいということを実感した。こういったことが施設に情報として共有されていけばいいのではと思う。また機会があれば、私だけでなく、委員の方々のアウトリーチが必要ではないかと思った次第である。以上、御報告である。

(中熊委員長) 受審実績のある施設では、職員が一体となって各項目の評価を行い、皆の意識が高まり効果があった、という声を頂いている所もある。伊藤委員からお話があったように、できるだけ受審施設を増やしていくことがこの事業の普及のために必要なことであると思う。もっと啓発を続けていくことが大切である。よろしくお願ひしたいと思う。

その他なければ、以上で本日の議事を終了する。

#### 5 閉会